

思えず、日本国民、特に、元島民の方々の感情にかんがみれば残念である、今後、本件が日露関係に否定的な影響を及ぼさないよう適切に対応してほしい等の申入れを行いました。

さらに、同年十一月には、メドヴェージェフ大統領が、ソ連・ロシアの指導者として初めて北方領土（国後島）を訪問しました。これは、二〇〇六年八月以降、ロシア政府が実施している北方四島のインフラ整備や水産部門の発展等を目的とする「二〇〇七年から二〇一五年までのクリル諸島社会・経済発展」連邦特別プログラム」の進捗状況を視察するためのものと説明されましたが、我が国の立場及び日本国民の感情から受け入れられないものであり、前原外相は直ちに駐日ロシア大使を外務省に招致し、抗議を行いました。また、この問題については、同月の首脳会談及び外相会談においても、日本側の立場を伝えました。

その後も、ロシア側においては、閣僚等が相次いで北方領土を訪問し、また、二〇一一年二月七日の「北方領土の日」に際しても、「東京での『北方領土返還要求全国』大会」において日本政府の指導部の口から発せられた……表現に憤慨している」との声明を発出するなど反発しました。

このような状況を踏まえつつ、我が国としては、今後とも、北方四島の帰属に関する問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結する、という一貫した方針に基づいて交渉を進めていく考えです。

## 10. 北方領土の返還実現に向けて

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の

北方領土には戦前約一万七千人の同胞が住んでいました。国後、択捉両島の面積は、それぞれ大阪府、鳥取県の面積とほぼ同じであり、北方領土全体の面積は沖縄県の約二倍、福岡県、千葉県、愛知県に比肩する大きさです。また、これらの島々の付近は、千島寒流と対島暖流が交錯し、古くから世界の三大漁場の一つに数えられてきました。我々日本国民が先祖から受け継いできた土地である北方領土の返還は、昔これらの島々に住んでいた人たちが漁業関係者だけでなく、日本国民全ての問題です。



北海道での高校生弁論大会（2011.1）

北方領土の返還が日本国民の一致した要求であることは、累次にわたり国会において北方領土返還を求める決議が行われ、あるいは、今まで全国四十七都道府県の全議会や多くの市町村議会と同様の決議が既に採択されていることから明らかなどころです。二〇〇五年二月には、衆議院において「日露修好一五〇周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議」が、

また同年三月には、参議院において「日露通好一五〇周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議」が全会一致で採択されました。これに対して、小泉総理は、これらの決議を受けた国会における所信表明において、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、もって両国関係を飛躍的に発展させるべく、引き続き最大限の努力を払っていく考えである旨表明しました。北方領土返還に対する全国国民各層の関心の高まりは、北方領土復帰実現に関する請願の署名数が、二〇一〇年十一月現在で八千九百九十万人に上っていること、また、一九八七年の島根県における県民会議の結成をもって全都道府県に、民間のイニシアティブにより、北方領土返還のための県民会議が設立されたことから明らかです。二〇〇八年十一月に発表された「北方領土問題に関する特別世論調査」の結果でも、九十八%の方が北方領土問題について聞いたことがあると回答しています。こうした国民の一致した要求を背景に、政府は一九八一年一月の閣議において、二月七日を「北方領土の日」と決定しましたが、一九八一年以来、毎年二月七日には「北方領土の日」関連の記念行事が全国各地で開催されており、二〇一〇年にも、東京で全国大会が開かれたほか、全国各地で「北方領土の日」の記念行事が行われました。

二月七日を「北方領土の日」としたのは、一八五五年二月七日の日露通好条約の調印日にちなんだものですが、既に述べたとおり、同条約は、日露両国が国交を開く際に際し、平和的話し合いの結果、両国の国境を択捉島とウルップ島との間にすることを定めたものであり、北方四島が日本固有の領土であることを両国が初めて正式に確認した歴史的な意義を有する条約です。

また、一九八二年八月には、北方領土問題等解決促進特別措置法

が成立し、北方領土に隣接する根室地域の振興など返還運動の支援のための基盤が一層充実されました。

北方領土返還を求める国民世論は一層の盛り上がりを示していますが、一九八一年九月に鈴木総理が、また二〇〇一年に森総理がヘリコプターで空から北方領土の視察を行ったほか、二〇〇四年九月には小泉総理が現職の総理として初めて洋上から北方領土の視察を行いました。

また、交渉当事者である外相の現地視察を是非とも実現してほしいとの地元のかねてからの要望に応え、国交回復後二十年に当たる一九七六年九月に、宮澤外相が、現職の外相として初めて根室を訪れて洋上から北方領土を視察しました。その後、園田外相（一九七九年九月）、伊東外相（一九八〇年十月）、櫻内外相（一九八二年八月）、安倍外相（一九八三年八月）、宇野外相（一九八八年四月）、川口外相（二〇〇二年八月）、中曽根外相（二〇〇九年八月）、岡田外相（二〇一〇年三月）が、また二〇一〇年十二月には前原外相が根室を訪れ、同地から北方領土の現地視察を行いました。このような総理及び外相の北方領土視察は、北方四島の帰属に関する問題を解決して平和条約を早期に締結するという政府の不動の姿勢と不退転の決意を、改めて内外に表明するものでした。

領土問題の解決には、長い忍耐が必要なことは過去の歴史が示すところです。北方領土返還運動は、全国的な運動として発展し、かつ定着しつつありますが、北方領土の返還の実現という国民の悲願が達成されるまで、この運動を若い世代に引き継いでいく必要があります。そのためには、何よりもまず学校教育が重要ですが、最近、北海道を中心に小中学生用の副読本・映像資料が普及されつつあることは喜ばしいことであり、全ての学校において、副読本を利用して、

北方領土問題をより深く学習することが期待されています。

## 11. 北方四島渡航等に関する枠組み

ソ連は、戦後一貫して、自国民の出入りさえ制限するなど、北方四島を厳重な管理下に置いてきましたが、八〇年代から、北方領土の不法占拠による事実上の施政の下で四島への日本国民の入域を積極的に認める政策をとり始め、その結果、一九八九年には一部の我が国国民がソ連当局の査証発給を受けて北方四島に入域する事例がみられました。そこで、政府としては、広く国民に対し、同年九月十九日の閣議了解、官房長官談話で、ソ連の不法占拠下にある北方領土への入域の問題点を指摘しその理解を深め、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請しました。

その後、日露政府間で四島への渡航等に関する枠組みが設定されていますが、これらの枠組みの下での四島への渡航は、前述の要請の特例となるものです。

なお、二〇〇九年七月に北方領土問題等解決促進特別措置法が改正され、四島交流、北方墓参、自由訪問が法律上明確に定義されるとともに、北方領土問題が解決されるまでの間、政府がこれら事業の積極的な推進に努めること等が規定されました。

### (1) 四島交流

一九九一年十月十四日、日ソ両外相間の往復書簡により、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と継続的かつ現に諸島（歯舞群島、

色丹島、国後島及び択捉島）に居住するソ連邦国民との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組みが作られました。政府は、この枠組みの目的を踏まえて、同年十月二十九日の閣議了解により、この枠組みの下での北方四島への訪問が、北方四島元居住者、返還要求運動関係者及び報道関係者により実施されるべきこと、この枠組み及び墓参以外の入域は引き続き自粛されるべきこと等を明らかにし、改めて国民の理解と協力を要請しました。



四島交流（日本人の四島訪問）

一九九二年四月から、この枠組みに従った相互訪問が北方四島との間で開始され、その結果、旧ソ連時代からの誤った宣伝や遠隔地であることによる情報の不足等から、かつては北方領土問題の本質ないしは日本及び日本人につき歪んだ認識を有していた北方四島在住ロシア人との間で初めて率直な対話が実現し、これらロシア人住民の不安ないし誤解は急速に解消されていきました。二〇一〇年からは、新たに住民交流会が行われるようになり、行事への参加や意